

いきいき現場づくり「意見の窓口」一覧表

C ワンデーレスポンス

No	分類	タイトル	ご 意 見	回 答
29	C	工事打合せ簿(協議)、ワンデーレスポンスについて	<p>Date: Thu, 17 Dec 2009 11:27:54 工事現場における役職 : その他 工事場所 : 熊本県 工事業種 : 土木(道路) ご意見 : 工事打合せ簿(協議)・ワンデーレスポンスについて</p> <p>工事書類簡素化が進む中で協議事項については、従来の打合せ簿の態が使われており、監督補助員(業務委託)の印能がありますが、協議においてはNo.24の回答にあるような業務内容は該当しないと考えます。主任監督員にいたっては、監督補助員の印能が押印していないので協議について確認をしないかと回答される方もいらっしゃると思います。土木工事共通仕様書1-1-2、16に協議とは、書面により契約図書に協議事項について、発注者又は監督職員と請負者が対等の立場で合意し、結論を得ることをいう。とあり上記のように監督補助員にて書面等の実態を要求されたり、回数(週間以上)をかけるのは、利害の立場にあるとはいえないのではないのでしょうか。協議が遅れる事で施工が中断します。協議については、発注者、監督職員と合意事項であり、監督補助員の合意は必要ないのでは、あるから監督補助員の印能欄は不必要であると考えますので、ご検討をお願いします。</p>	<p>回答年月日:H21/12/17</p> <p>○監督補助の業務内容の1つに「工事請負者から提出(提出、承諾及び協議事項)された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。」とあり、監督補助員はこれに基づき提出された資料の確認を行っております。したがって、協議書の確認作業は監督補助員が行う業務範囲でありますので、現行のまま監督補助員の確認も必要です。監督補助員から書面等の変更を要求することもあります。必要以上に資料を要求したり、日数をかけることがないよう周知徹底を図って参ります。</p>
61	C	ワンデーレスポンスについて	<p>Date: Fri, 16 Apr 2010 11:36:04 工事現場における役職 : その他 工事場所 : 大分県 工事業種 : 土木(河川) ご意見 : ワンデーレスポンスについて</p> <p>一般的な土木一貫工事を受注した場合、各工事の特記仕様書にワンデーレスポンス記載がありますが、実際には機能していないように思えます。実際に、各出先機関にそういった通達はされているのでしょうか？</p>	<p>回答年月日:H22/6/8</p> <p>○ワンデーレスポンスについては、平成20年度から全工事を対象として実施しています。 ○いきいき現場づくり(ワンデーレスポンス等)の取り組みについては、各種会議等において、周知徹底を図っているところです。 ○これらの取り組みについては、施策の目的や内容を理解した上で、発注者・受注者の責務のもとそれぞれの現場で協議のうえ、実践していくべきものと考えます。</p>